

※1：労働災害防止対策の徹底等について（要請）

福島労発基0116第1号

平成27年1月16日

労働災害防止対策の徹底等について（要請）

貴社福島第一原子力発電所の廃炉作業における標記のことについては、これまでも数次にわたって指導・要請してきたところですが、平成26年には休業4日以上労働災害が大幅に増加するとともに、死亡災害を含め重篤な労働災害が少なからず発生したところで

す。

福島の復興に欠くことのできない廃炉作業を着実に進めるに当たっては、当該作業に従事する労働者の安全と健康を確保することが不可欠であり、そのためには、多種多様の工事を発注する貴社の果たすべき役割は極めて重要です。

については、特に下記事項に留意の上、労働災害防止対策に万全を期されるよう要請します。

記

1 工事間の連絡調整等の徹底

(1) 貴社内の連絡調整

貴社の工事主管部署が工事を発注する際には、現場の状況等について、設備管理部署と正確な情報を共有した上、必要な調整を実施すること。

また、工事を施工する元請事業者に対しては、工事主管部署と設備管理部署との調整結果に基づき、作業箇所における設備の稼働状況等安全管理に必要な情報を確実に伝えること。

(2) 統括安全衛生管理義務者の指名等

同一エリア内で複数の元請事業者が工事を施工する場合には、労働安全衛生法第30条第2項に基づき貴社が統括安全衛生管理義務者を指名し、その者に作業間の連絡調整等労働安全衛生法に基づく措置を実施させること。

上記のうち、同一エリア内で貴社の複数の工事主管部署が発注する工事が行われている場合には、工事主管部署間の連絡調整を密に行い、統括安全衛生管理義務者に対して、調整結果を確実に伝達すること。

(3) 関係請負人との情報共有

元請事業者が参集する安全推進協議会においては、貴社と元請事業者との間で認識を一にできるよう、上記1(1)及び(2)の内容のほか、貴社が実施する労働災害防止対策、安全パトロールの指摘事項等安全衛生に関する情報を詳細に説明すること。

また、これらの情報等については、各元請事業者に対し、すべての関係請負人に確実に伝達するよう指示徹底すること。

## 2 元請事業者に対する指導援助

### (1) 作業計画段階における指導援助

元請事業者の作業計画等について事前に確認し、必要な機材の手配、他の工事に係る工程の情報提供、空間線量測定結果の通知等の情報提供を行うほか、貴社が有する安全衛生管理に係るノウハウに基づいた助言指導を行うこと。

また、必要に応じ、発注者として管理する設備等について、労働災害防止や被ばく低減のための措置を講じること。

### (2) 現場巡視の強化

防災安全部署及び工事主管部署による現場巡視を強化し、安全設備の設置、運用状況や作業方法を確認した上で、労働災害防止のための必要な指導を行うこと。

### (3) 新規入場者教育の指導援助

元請事業者が行う新規入場者教育において、作業経験の乏しい者に対しては、被ばく防護対策等廃炉作業に特有な事項に加えて、安全な作業のために必要な基本的事項を理解させる時間を設けるよう指導すること。

## 3 被ばく管理の徹底

今後、原子炉建屋内やその周辺における高線量下での作業が予定されることから、労働者が受ける線量の低減化対策を一層進めるとともに、放射線業務に従事する労働者の被ばく管理に細心の注意を払うこと。

なお、上記1(1)及び(2)の連絡調整においても、線量測定結果や被ばく低減措置等について確実に情報の共有を行うこと。

## 4 報告

本要請に基づく労働災害防止対策について、既に取り組んでいる事項を含め、2月16日までに報告すること。